

小山市災害廃棄物処理計画 概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、災害廃棄物処理への対応について方策を示すとともに、平成27年9月関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風における災害廃棄物処理の経験により得た成果を踏まえ、平時の災害対策予防策と、災害発生時の災害廃棄物処理の基本的な考え方を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実現を目指すものです。

2 計画の概要

2.1 対象とする災害

本計画では、地震と風水害を対象とします。

2.2 基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守しつつ、被災者となる住民の目線に立ち、計画的で迅速な処理を基本とします。

①適正・迅速な遂行 ②資源化・減量化の推進 ③安全性の確保 ④計画的な処理

2.3 処理期間

過去の災害では、概ね3年以内での処理を行っており、本市でも最長3年以内で処理を完了するものとします。

2.4 組織体制

小山市地域防災計画に従った組織体制の枠組みにおいて、環境班及び広域保健衛生組合班が中心となって災害廃棄物処理を実施することとします。また、災害規模に応じて、災害時の応援協定を活用し、県、各自治体及び民間事業者の支援を受けることとします。

2.5 仮置場

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の迅速な撤去のため、災害廃棄物の一時保管場所として仮置場を設置することとします。

仮置場は、公有地を基本として、平常時に候補地を洗い出しておきます。発災時には、規模や状況に応じて適切な場所に速やかに設置し、運営します。

※ 想定災害:小山市直下地震 (M6.9)、冬18時、風速10m/s

災害廃棄物発生量 147.3万トン (可燃物35.0万トン、不燃物112.3万トン)

仮置場必要面積 50.5ha (可燃物23.3ha、不燃物27.2ha)

2.6 処理の流れ

3年以内とした処理期間を必要な時期区分に分け、それぞれに必要なとされる対応を設定し、効率的に処理を実施します。

災害廃棄物は、一次仮置場で粗選別し、二次仮置場で破碎・選別などの中間処理を行い、小山広域保健衛生組合の処理施設で再資源化・焼却等の処理を行います。二次仮置場の設置や広域処理の実施は、廃棄物の質や量に応じて検討します。

3 関連事項

3.1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物が発生した際は、その量や被災状況に応じた対応が必要であることから、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理を行います。災害廃棄物処理の進捗に伴い、その都度、災害廃棄物処理実行計画を更新しながら処理を進めます。